

○外務委員会

条約（一七件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				付託	委員会決議	本会議決	付託	委員会決議	本会議決	
1	文化交流に関する日本国政府とソヴェト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件	衆	六、三、六	六、三、六 (予)	六、五、六 承認	六、五、七 承認	六、三、六	六、五、八 承認	六、五、二〇 承認	
2	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件	"	三、六	三、六 (予)			三、六	三、六 継続	三、六 審査	
3	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件	"	三、六	五、二〇 承認	六、五、六 承認	六、五、七 承認	五、二四	五、二八 承認	五、二〇 承認	
4	多数国間投資保証機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件	"	三、六	三、六 (予)	五、二六 承認	五、二七 承認	三、六	五、二八 承認	五、二〇 承認	
5	国際的に保護される者（外交官を含む。）に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約の締結について承認を求めるの件	"	三、二〇	三、二〇 (予)	五、二六 承認	五、二七 承認	三、二〇	五、二八 承認	五、二〇 承認	
6	人質をとる行為に関する国際条約の締結について承認を求めるの件	"	三、二〇	三、二〇 (予)	五、二六 承認	五、二七 承認	三、二〇	五、二八 承認	五、二〇 承認	

番号	件名	院議先	提出月日	参議院	衆議院	備考
7	商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約及び商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に関する議定書(千九百八十六年六月二十四日にブラッセルで作成)の締結について承認を求めめるの件	衆	六、三、八	六二、三三八 (予)承 六二、五二六 認	六二、五二七 承 六二、五二七 認	
8	関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書(千九百八十七年)の締結について承認を求めめるの件	"	三、八	三二八 (予)承 五二六 認	五二七 承 五二七 認	
9	民間航空機貿易に関する協定附属書を改正する議定書(千九百八十六年)の締結について承認を求めめるの件	"	三、八	三二八 (予)承 五二六 認	五二七 承 五二七 認	
10	原子力事故の早期通報に関する条約の締結について承認を求めめるの件	"	三、八	三二八 (予)承 五二六 認	五二七 承 五二七 認	
11	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約の締結について承認を求めめるの件	"	三、八	三二八 (予)承 五二六 認	五二七 承 五二七 認	
12	アジア太平洋郵便連合憲章の締結について承認を求めめるの件	参	三、〇	三二〇 承 五二二 認	五二三 承 五二三 認	
13	アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約の締結について承認を求めめるの件	"	三、〇	三二〇 承 五二二 認	五二三 承 五二三 認	
14	南東大西洋の生物資源の保存に関する条約第八條、第十七條、第十九條及び第二十一條の改正並びに南東大西洋の生物資源の保存に関する条約第十三條1の改正の受諾について承認を求めめるの件	"	三、〇	三二〇 承 五二二 認	五二三 承 五二三 認	
				三二〇 (予)承 五二三 認	五二三 承 五二三 認	

15	千九百八十六年の国際ココア協定の締結について承認を求めるの件	参	六、三〇〇	六、三〇〇	承 認	六、五二二	承 認	六、五二三	承 認	六、三〇〇	(予)承 認	六、五二三	承 認	六、五二三	承 認
16	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件	"	三、二〇〇	三、二〇〇	承 認	五、三二	承 認	五、三三	承 認	三、二〇〇	(予)承 認	五、三三	承 認	五、三三	承 認
17	世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について承認を求めるの件	"	三、二〇〇	三、二〇〇	承 認	五、三二	承 認	五、三三	承 認	三、二〇〇	(予)承 認	五、三三	承 認	五、三三	承 認

内閣提出法律案（二件）

番号	件名	院議先	提出日	参議院	衆議院	備考
2	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	衆	六、二七	付 委 員 会 議 決 議 本 会 議 決 議 付 委 員 会 議 決 議 本 会 議 決 議	付 委 員 会 議 決 議 本 会 議 決 議 付 委 員 会 議 決 議 本 会 議 決 議	
38	国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案	"	二、二六	(予)可 決 議 可 決 議 可 決 議	(予)可 決 議 可 決 議 可 決 議	

本院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者	予備送衆へ提出月日	参議院	衆議院	備考
3	国際開発協力基本法案	中西珠子君 外二名 (六、五二)	六、五五	付 委 員 会 議 決 議 本 会 議 決 議 付 委 員 会 議 決 議 本 会 議 決 議	付 委 員 会 議 決 議 本 会 議 決 議 付 委 員 会 議 決 議 本 会 議 決 議	

文化交流に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件（閣条第一号）

要旨

この協定は、昨年五月三十一日にモスクワにおいて署名されたものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、両国政府は、文化、教育及び學術の分野における交流を發展させるものとし、相互主義の原則に基づきこの協定を適用する。

二、両国政府は、芸術家の交換、文化機関の間の協力、展示会の実施、講演の実施、テレビジョン、ラジオ、映画の分野における協力、出版物の交換等の方法による文化の分野における交流を奨励する。

三、各国政府は、他方の国の政府に対し、政府レベルの展示会等及び映画祭を実施する機会を与え、また、他方の国の代表者が自国のテレビジョンまたはラジオに出演する機会を与える。

四、両国政府は、学者、学生等の交換、高等教育機関の間の協力、出版物の交換等の方法による教育及び學術の分

野における交流を奨励する。

五、各国政府は、他方の国の国民に対し、図書館、博物館等の施設を利用する機会を与える。

六、両国政府は、合意される手続に従つて公の刊行物を交換し、広報資料を配布することができる。

七、両国政府は、両国の各種団体等の間の文化、教育及び學術の分野における交流を奨励する。

八、両国政府は、日ソ文化交流委員会を設置する。

九、両国政府は、この協定の実施に関する細目及び手続につき合意することができる。

委員長報告

ただいま議題となりました条約十件及び法律案一件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、ソ連との文化交流協定は、相互主義の原則に基づき、文化、教育及び學術の各分野における日ソ両国間の交流を促進することを目的として、展示会の実施、学者等の交換、政府広報資料の配布、文化交流委員会の設置等、両国間の文化交流の円滑な実施を確保するための枠組みにつ

いて定めたものであります。

次に、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約及び同条約の改正議定書は、関税協力理事会総会で採択されたものでありまして、そのうち、条約は、国際的に統一された分類システムに基づく品目表を定め、各国の関税率表及び統計表をこの品目表に適合させること等について規定するものであり、また、改正議定書は、条約の発効要件について規定するものであります。

次に、原子力事故関係の二条約は、いずれも、昨年のチエルノブイリ原子力発電所の事故を契機に、国際原子力機関の場で作成されたものでありまして、原子力事故の国際的な影響について、その拡大を防止し、最小限にとどめることを目的とするものであります。そのうち、原子力事故通報条約は、条約の対象となる事故の範囲、通報義務、提供される情報の範囲等、原子力事故の場合にその影響を受ける国等が事故に関する情報を早期に入手できる制度を設けることについて規定しており、また、原子力事故援助条約は、援助の提供、経費の償還、援助要員に対する特権及び免除等、原子力事故または放射線緊急事態の場合における援助の提供を容易にするための国際的な枠組みについて

規定しております。

次に、多数国間投資保証機関を設立する条約は、開発途上国への投資の流れを促進するため、非商業的危険を扱う既存の投資保証制度を補完する機関として、多数国間投資保証機関を設立することを目的とし、同機関の設立、その目的、資本、業務、組織及び運営等について定めたものであります。

次に、関税及び貿易に関する一般協定ジュネーブ議定書は、ガットの譲許表について、また、民間航空機貿易協定附属書の改正議定書は、同協定附属書に掲げる対象産品の表について、いずれも、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約に定められた品目表に適合した表に替えることを内容とするものであります。

次に、日米安保条約に基づく地位協定第二十四条の特別措置協定は、日米両国を取り巻く最近の経済情勢の変化により、在日米軍経費、なにかんづく労務費が急激に逼迫してきている事態にかんがみ、在日米軍従業員の安定的な雇用の維持を図り、もって在日米軍の効果的な活動を確保することを目的とするものでありまして、この協定の有効期間中、我が国が、在日米軍従業員に支給される調整手当等に

要する経費の一部を、当該経費の二分の一を限度として負担すること、我が国が負担する経費の具体額は、我が国が会計年度ごとに決定し、米国に対し速やかに通報すること、この協定は、一九九二年三月三十一日まで効力を有すること等を内容とするものであります。

次に、国際テロリズム防止関係の二条約のうち、国家代表等に対する犯罪防止条約は、元首、政府の長、外務大臣、外交官など国際的に保護される者に対する殺人、誘拐等の侵害行為を、また、人質行為防止条約は、国際的なテロリズムとしての人質をとる行為を、それぞれ、犯罪として定め、その犯人の処罰、裁判権の設定、容疑者の引き渡し等について規定したものであります。

最後に、国際花と緑の博覧会政府代表設置臨時措置法案は、昭和六十五年に大阪で開催される国際花と緑の博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際博覧会条約に基づく国際花と緑の博覧会政府代表を置くこととし、その任務、給与等について所要の事項を定めたものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知を願います。

昨二十六日質疑を終え、討論に入りましたところ、日本

共産党の立木委員より、日米安保条約に基づく地位協定第二十四条の特別措置協定、多数国間投資保証機関を設立する条約、関税及び貿易に関する一般協定ジュネーヴ議定書及び民間航空機貿易協定附属書の改正議定書について反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、ソ連との文化交流協定、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約及び同条約の改正議定書、原子力事故通報条約、原子力事故援助条約、国家代表等に対する犯罪防止条約及び人質行為防止条約の六件はいずれも全会一致をもつて、また、多数国間投資保証機関を設立する条約、関税及び貿易に関する一般協定ジュネーヴ議定書、民間航空機貿易協定附属書の改正議定書及び日米安保条約に基づく地位協定第二十四条の特別措置協定の四件はいずれも多数をもつて、それぞれ、承認すべきものと決定し、国際花と緑の博覧会政府代表設置臨時措置法案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第三号）

要旨

この協定は、日米両国を取り巻く最近の経済情勢の変化により、在日米軍経費、なかならず労務費が急激に逼迫してきている事態にかんがみ、在日米軍従業員の安定的な雇用の維持を図り、もつて在日米軍の効果的な活動を確保するために、昨年十二月以来日米両国政府間で交渉が行われた結果、本年一月三十日に署名されたものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、我が国は、この協定の有効期間中、在日米軍従業員に支給される次の手当の支払いに要する経費の一部を、当該経費の二分の一を限度として負担する。

- 1 調整手当、扶養手当、通勤手当及び住居手当
- 2 夏季手当、年末手当及び年度末手当
- 3 退職手当

二、我が国が負担する経費の具体的金額は、我が国が会計年度ごとに決定し、米国に対し速やかに通報する。

三、日米両国は、この協定の実施に関するすべての事項につき、日米合同委員会を通じて協議することができる。

四、この協定は、一九九二年三月三十一日まで効力を有する。

なお、この協定に関連して合意された議事録において、この協定の対象となつている手当には、この協定の効力発生の際、我が国による負担の対象となつている部分を含まないこと及びこの協定の対象となつている「退職手当」には、人員整理のため解職される在日米軍従業員等に対する退職手当を除くすべての退職手当を含むことが確認されている。

委員長報告

五六ページ参照

多数国間投資保証機関を設立する条約の締結について承認を
求めるの件（閣条第四号）

要旨

この条約は、各国の有する投資保証制度等を補完することによつて開発途上国に対する対外投資を促進することを目的とする国際的な投資保証制度を創設するため、国際復興開発銀行の場で検討が行われた結果、一九八五年（昭和六十年）十月にソウルで開催された同銀行の総務会において採択されたものである。

この条約は、開発途上国への生産的・目的のための投資の流れを促進するため、非商業的危険を扱う既存の投資保証制度を補完する機関として多数国間投資保証機関を設立することを目的としており、同機関の設立、その目的、資本、業務、組織及び運営等について規定している。

なお、同機関の授權資本は十億特別引出権とされており、我が国の当初の授權資本への応募額は五千九十五万特別引出権（約九十億円）である。

委員長報告

五六ページ参照

国際的に保護される者（外交官を含む。）に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第五号）

要旨

この条約は、外交官等に対する殺人、誘拐等、国際的なテロリズムを防止するため、一九七三年（昭和四十八年）十二月に第二十八回国連総会において採択されたものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、この条約の対象となる「国際的に保護される者」とは、次の者をいう。

1 外国にある元首、政府の長及び外務大臣並びにこれらの者に同行している家族

2 国の代表者または職員及び国際機関の職員等であつて国際法に基づき、身体、自由または尊厳に対するあらゆる侵害からの特別の保護を受ける権利を有するもの並びにその世帯に属する家族

二、国際的に保護される者の身体または自由に対する侵害行為及びこれらの者の公的施設等に対する暴力的侵害行為であつて、これらの者の身体または自由を害するおそれのあるものを、その脅迫、未遂、加担行為とともに、犯罪とする。

三、締約国は、この条約で定める犯罪について、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにする。

四、締約国は、次の場合において、この条約で定める犯罪について自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

1 犯罪が自国の領域内または自国において登録された船舶若しくは航空機内で行われる場合

2 容疑者が自国の国民である場合

3 犯罪が、自国のために遂行する任務に基づき、国際的に保護される者としての地位を有する者に対して行われる場合

五、締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、関係国に対しても当該容疑者を引き渡さない場合に、自国の裁判権を設定するため、同様に、必要な措置をとる。

六、容疑者が領域内に所在する締約国は、状況に応じ、当該容疑者の所在を確実にするための措置をとり、その措置を関係国及び関係国際機関に通報する。

七、容疑者が領域内に所在する締約国は、容疑者を引き渡さない場合には、訴追のため事件を自国の権限ある当局に付託する。

八、締約国は、この条約で定める犯罪を引き渡し犯罪とする。

九、容疑者を訴追した締約国は、訴訟手続の確定的な結果を国連事務総長に通報する。

十、この条約は、その採択の日である一九七三年（昭和四十八年）十二月十四日現在効力を有する庇護に関する諸条約の当事国間における適用に影響を及ぼさない。

委員長報告

五六ページ参照

人質をとる行為に関する国際条約の締結について承認を求め
るの件（閣条第六号）

要旨

この条約は、国際的なテロリズムの典型的な一形態である人質をとる行為を防止するため、一九七九年（昭和五十四年）十二月に第三十四回国連総会において採択されたものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、人を逮捕しまたは拘禁し及び当該逮捕されまたは拘禁された者（人質）の殺害、傷害または拘禁の継続をもつて脅迫をする行為であつて、人質の解放の条件として第三者（国、政府間国際機関、自然人若しくは法人または人の集団）に対し作為または不作為を強要する目的で行うものを、「人質をとる行為」とし、その未遂、加担行為とともに、犯罪とする。

二、締約国は、この条約で定める犯罪について、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにする。

三、締約国は、次の場合において、この条約で定める犯罪について自国の裁判権を設定するため、必要な措置をと

る。

1 犯罪が自国の領域内または自国において登録された船舶若しくは航空機内で行われる場合

2 犯罪が自国の国民により行われる場合

3 犯罪が作為または不作為を自国に対して強要する目的で行われる場合

4 犯罪が自国内に常居所を有する無国籍者により行われる場合で自国が適当と認めるとき

5 犯罪が自国の国民を人質として行われる場合で自国が適当と認めるとき

四、締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、関係国に対しても当該容疑者を引き渡さない場合に、自国の裁判権を設定するため、同様に、必要な措置をとる。

五、容疑者が領域内に所在する締約国は、状況に応じ、当該容疑者の所在を確実にするための措置をとり、その措置を関係国及び関係国際機関に通報する。

六、容疑者を訴追した締約国は、訴訟手続の確定的な結果を国連事務総長に通報する。

七、容疑者を領域内で発見した締約国は、容疑者を引き渡さない場合には、訴追のため事件を自国の権限ある当局

に付託する。

八、引き渡し請求を受けた締約国は、容疑者の地位が一定の理由により害されるおそれがある場合等には、当該請求に応じてはならない。

九、締約国は、この条約で定める犯罪を引き渡し犯罪とする。

十、この条約は、武力紛争において行われた人質をとる行為について、戦争犠牲者の保護に関する一九四九年のジュネーブ諸条約または同諸条約追加議定書が適用され、犯人の訴追または引き渡し義務づけられる限り、適用しない。また、この条約は、国内的な犯罪については適用しない。

十一、この条約は、国の領土保全または政治的独立に対する侵害であつて国連憲章に違反するものを正当化しない。また、この条約は、その採択の日である一九七九年（昭和五十四年）十二月十七日現在効力を有する庇護に関する諸条約の当事国間における適用に影響を及ぼさない。

委員長報告

五六ページ参照

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約及び商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に関する議定書（千九百八十六年六月二十四日にブラッセルで作成）の締結について承認を求めるの件（閣条第七号）

要旨

一、条約

現在、我が国をはじめとする百五十三カ国においては、関税率表に用いる商品分類として関税協力理事会品目表（CCCN）が採用されている。しかし、米国、カナダは独自の品目表を採用しており、また、技術進歩及び貿易の態様の変化により、CCCN自体について新たな品目の追加及び再分類を含め全般的な見直しを行う必要が生じている。このような背景の下で、関税協力理事会は、米国、カナダを含めた商品分類の国際的統一を図るとともに、商品分類を近年における技術進歩及び貿易の態様の変化に対応したものにするため、現行CCCN（四桁ベース）に代わる新しい分類体系として統一システム（六桁ベース）を開発し、一九八三年（昭和五十八年）六月

のブラッセルにおける総会において本条約を採択した。

本条約の主な内容は次のとおりである。

1 締約国は、自国の関税率表における品目表及び統計品目表を統一システムに適合させる。

2 締約国は、自国の貿易統計を原則として統一システムに従って公表する。

3 開発途上国は、自国の国際貿易の態様または行政能力を考慮して、統一システムの一部または全部の適用を遅らせることができる。

4 先進締約国は、開発途上国の要請に応じて技術的援助を提供する。

5 各締約国の代表者で構成される統一システム委員会は、必要に応じ小委員会または作業部会を設けて条約の改正の提案及び統一システムの解釈等のために助言・勧告の提案を行う。

6 関税協力理事会は、条約改正案を検討して締約国に勧告し、また、統一システムの解釈等の助言・勧告を承認する。

7 附属書に五千十九の品目につき六桁番号を付した品目表が掲げられている。

二、改正議定書

関係各国は、当初、一九八七年（昭和六十二年）一月一日に条約を発効させることを目標としていたが、準備作業の遅れによりその達成がほぼ不可能になった。このため、一九八六年（昭和六十一年）六月の関税協力理事会総会において、条約を一九八八年（昭和六十三年）一月一日に発効させるべく、条約の発効要件に関する規定を改正した本議定書が採択された。

委員長報告

五六ページ参照

関税及び貿易に関する一般協定のジュネーブ議定書（千九百八十七年）の締結について承認を求めの件（閣条第八号）

要旨

この議定書は、関税及び貿易に関する一般協定（ガット）の締約国の譲許表を商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約に定められた品目表に適合させることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおり

である。

一、この議定書に附属する譲許表は、ガットの譲許表となる。

二、ガットの締約国及び欧州経済共同体は、一九八七年（昭和六十二年）七月三十一日まで、この議定書に譲許表を附属させることができる。

なお、現在では、この議定書には我が国の譲許表のみが附属している。

委員長報告

五六ページ参照

民間航空機貿易に関する協定附属書を改正する議定書（千九百八十六年）の締結について承認を求めるの件（閣条第九号）

要旨

この議定書は、現行の民間航空機貿易に関する協定の対象産品に掲げる同協定の附属書を商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約に定められた品目表に適合させることを目的とするものであり、現行の協定附

属書をこの議定書の附属書に代えることを内容とするものである。

委員長報告

五六ページ参照

原子力事故の早期通報に関する条約の締結について承認を求めの件（閣条第一〇号）

要旨

この条約は、一九八六年（昭和六十一年）四月に発生したチェルノブイリ原子力発電所の事故を契機に、同年五月の東京サミットでの声明を受けて国際原子力機関の場において作成作業が進められ、同年九月二十六日に同機関総会の特別会期において採択されたものであり、我が国は一九八七年（昭和六十二年）三月六日に署名を行った。

この条約は、国境を越える影響を伴う原子力事故の場合にその影響を受けまたは受けるおそれのある国が事故に関する情報を早期に入手できる制度を設けることにより、事故の影響についてその拡大を防止し、最小限にとどめるこ

とを目的とするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、この条約の対象となる事故の範囲は、締約国の原子炉等の原子力施設または放射性物質の輸送等に関係する事故であつて、放出された放射性物質の影響が他国に及びまたは及ぶおそれのある場合である。

二、締約国は、事故が発生した場合、その影響を受けておりまたは受けるおそれがある国及び国際原子力機関に対し、事故発生の実態、種類、時刻及び場所を直ちに通報し、さらに事故の原因、予想される進展、放出された放射性物質の全般的特徴、防護措置等関連情報を可能な範囲内で、かつ、速やかに提供する義務を負う。

三、締約国は、通報対象となつてゐる事故以外の原子力事故の場合にも通報することができる。

四、国際原子力機関は、締約国等に対し、受領した通報及び情報を速やかに提供する。

五、締約国は、国際原子力機関及び他の締約国に対し、権限のある当局及び情報の発出、受領について責任を有する連絡上の当局を通知する。

六、この条約の解釈等に関して紛争が生じた場合の紛争の

解決手続等について規定している。

委員長報告

五六ページ参照

原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第一一号）

要旨

この条約は、一九八六年（昭和六十一年）四月に発生したチェルノブイリ原子力発電所の事故を契機に、同年五月の東京サミットでの声明を受けて国際原子力機関の場において作成作業が進められ、同年九月二十六日に同機関総会の特別会期において採択されたものであり、我が国は一九八七年（昭和六十二年）三月六日に署名を行った。

この条約は、原子力事故または放射線緊急事態の場合において援助の提供を容易にするための国際的な枠組みを定めることにより、事故の影響についてその拡大を防止し、最小限にとどめることを目的とするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、締約国は、原子力事故または放射線緊急事態の場合に援助を必要とするときは、他の締約国または国際原子力機関等の国際機関に対し、援助を要請することができる。要請を受けた締約国は、速やかに、援助を与えることができるかできないか並びに与え得る援助の範囲及び条件を決定し、援助要請国に通報する。

二、締約国は、原子力事故等の場合において援助のため利用できる専門家及び資機材を、当該援助を提供する際の条件とともに国際原子力機関に通報する。

三、援助要請国の領域内においては、援助の全般的な指導、管理等は、当該国の任務とし、可能な範囲内で、援助の実施のため現地の施設及び役務を提供し、援助のための人員等を保護する。

四、締約国は、国際原子力機関及び他の締約国に対し、権限のある当局及び援助要請の発出等に責任を有する連絡上の当局を通知する。

五、国際原子力機関は、原子力事故等の場合に利用できる専門家及び資機材等についての情報を収集し、締約国等に対し提供するほか、要請がある場合には、原子力事故等の場合における緊急計画及び法令の準備等につき締約

国等を援助する。

六、援助要請国及び援助提供者は、援助に関連して入手した秘密情報の秘密性を保護するものとし、当該情報は、援助のためにのみ用いられる。

七、援助要請国は、援助の全部または一部が有償で提供された場合には、提供される役務に要する経費及び援助に關係する経費を負担する。

八、援助要請国は、援助のための人員等に対し、援助の任務の遂行のため必要な特権、免除及び便益（訴訟手続及び課税の免除等）を与える。

九、援助要請国は、別段の合意がない限り、援助の提供中に引き起こされた損害に関し、援助のための人員等に対する第三者からの訴訟及び請求を処理し、当該人員等に損害を与えないようにするとともに、当該人員等の被る損害について補償する。

十、この条約の解釈等に関して紛争が生じた場合の紛争の解決手続等について規定している。

委員長報告

五六ページ参照

アジア太平洋郵便連合憲章の締結について承認を求めるの件（閣条第一二号）

要旨

万国郵便連合憲章は、同連合の加盟国が一定の地域内で郵便業務に関する協力を促進するため限定連合を設立することを認めており、アジア太平洋地域においてはアジア太平洋郵便連合が設立されている。

従来、アジア太平洋郵便連合の基本文書は、アジア太平洋郵便条約であり、同連合の大会議のたびに改正されてきた。しかし、一九八五年（昭和六十年）十二月、バンコックで開催された第五回大会議において、連合の基本文書は、連合の組織の継続性と安定性を確保するため、無期限に有効な憲章の形式とすることが望ましいと判断され、この憲章が作成された。

この憲章は、現行のアジア太平洋郵便条約に代わるものであつて、アジア太平洋郵便連合の新たな基本文書として連合の組織規定等を内容とするものである。この憲章と現行のアジア太平洋郵便条約の該当部分との主要相違点としては、留保を付しての連合への加盟請求が認められ

る条件が、現行の全加盟国の承認から、加盟国の過半数による承認に緩和されたことが挙げられる。

委員長報告

ただいま議題となりました条約六件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、アジア太平洋郵便連合憲章は、現行のアジア太平洋郵便条約に代わる連合の新たな基本的文書として連合の組織等について定めております。また、アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約は、連合の運営及び加盟国間の国際郵便業務について定めております。

次に、南東大西洋生物資源保存条約の改正は、地域的な経済統合のための機関がこの条約を締結できるようにすること等を内容とするものであります。

次に、一九八六年の国際ココア協定は、一九八〇年の国際ココア協定に代わるものでありまして、緩衝在庫の運用等により世界のココア市場の安定を図ることを目的とするものであります。

次に、水鳥生息湿地保全条約の改正議定書は、この条約

に改正規定を追加すること等について定めております。

最後に、世界保健機関憲章の改正は、世界保健機関の執行理事会の構成員の数を増加すること等について定めております。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知を願います。

昨二十一日、質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、六件はいずれも全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

アジア⇨太平洋郵便連合一般規則及びアジア⇨太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件（閣条第一三号）

要旨

万国郵便連合憲章は、同連合の加盟国が一定の地域内で郵便業務に関する協力を促進するため限定連合を設立することを認めており、アジア⇨太平洋地域においてはアジア⇨太平洋郵便連合が設立されている。

この一般規則及び条約は、一九八五年（昭和六十年）十

二月、バンコックで開催された第五回大会議において、現行のアジア⇨太平洋郵便条約に代わる連合の新たな基本文書として、アジア⇨太平洋郵便連合憲章が作成されたことに伴い作成されたものである。

一、アジア⇨太平洋郵便連合一般規則

この一般規則は、連合の機関の運営、財政等、アジア⇨太平洋郵便連合憲章の適用及び連合の運営を確保するための規則について規定しており、憲章上その締結が義務付けられている。

この一般規則と現行のアジア⇨太平洋郵便条約の該当部分との主要相違点は次のとおりである。

1 連合の会議に出席できるオブザーバーの範囲が拡大され、アジア⇨太平洋地域にある万国郵便連合非加盟国の郵政庁及び同地域にある非自治地域その他の地域の郵政庁の代表もオブザーバーとして招請できることとなった。

2 アジア⇨太平洋郵便研修センターの運営理事会の構成、予備基金の創設、同センターへの連合の援助等、同センターに関する規定が整備された。

3 加盟国による連合の経費の分担に関し、新たに一単

位等級が設けられた。

二、アジアⅡ太平洋郵便条約

この条約は、船便等平面路による通常郵便物についての低減料金の適用等、連合の加盟国間の国際郵便業務に関する規定を主な内容としており、憲章上その締結が義務付けられている文書であるが、現行のアジアⅡ太平洋郵便条約の該当部分との間には基本的に相違はない。

委員長報告

六八ページ参照

南東大西洋の生物資源の保存に関する条約第八条、第十七条、第十九条及び第二十一条の改正並びに南東大西洋の生物資源の保存に関する条約第十三条1の改正の受諾について承認を求めめるの件（閣条第一四号）

要旨

南東大西洋の生物資源の保存に関する条約は、南東大西洋の生物資源の保存及び合理的な利用のための国際協力を目的として一九六九年（昭和四十四年）に作成され、一九

七一年（昭和四十六年）に発効した。

これらの改正は、一九八五年（昭和六十年）十二月にスペインのタラゴナで開催された南東大西洋漁業国際委員会の第八回通常会議において採択されたもので、地域的な経済統合のための機関がその構成国に代わつて同条約を締結し得るようになること及び同委員会が現行二年であるその会計期間を変更し得るようになることを内容とするものである。

委員長報告

六八ページ参照

千九百八十六年の国際ココア協定の締結について承認を求めめるの件（閣条第一五号）

要旨

ココア市場の安定を図ることを目的とする最初の国際ココア協定は、一九七二年（昭和四十七年）に成立し、一九七五年、一九八〇年の協定に引き継がれた。

この協定は、一九八〇年の協定に代わるものとして、一

九八六年（昭和六十一年）七月にジュネーブで開催された国際連合ココア会議において採択されたものであつて、国際ココア機関の存続、ココアの緩衝在庫の設置、運用等について規定しているが、一九八〇年の協定との主な相違点は次のとおりである。

一、価格安定手段として、一九八〇年の協定では、緩衝在庫の運用を中心としていたが、この協定では、緩衝在庫を基本とし、これを補足する措置として、一定の条件下で加盟輸出国がココアを市場に供給せず、緩衝在庫管理官の管理下に置く凍結制度を設けた。

二、緩衝在庫の運用基準となる価格帯について、その表示を従来のポント当たり米セント建てからトン当たりSDR建てに改め、また、最近の市場価格を勘案し、価格帯の水準を引き下げた。

三、価格帯の自動修正について、一九八〇年の協定では、緩衝在庫の介入量に連動した改定のみであつたが、この協定では、これに加え価格帯の定期的な年次見直しの際の自動修正規定を設けた。

四、緩衝在庫に係る資金のための国際ココア理事会による借り入れは、行わないこととし、また、加盟国の財政的責

任は有限であることを明記した。

委員長報告

六八ページ参照

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求める件（閣条第一六号）

要旨

この改正議定書は、一九八二年（昭和五十七年）十二月にパリで開催された臨時締約国会議において採択されたものであり、その主な改正点は次のとおりである。

一、条約に改正手続に関する規定を追加する。

二、現行条約では英文が正文とされているが、フランス文、ドイツ文及びロシア文も英文とひとしく条約の正文とする。

委員長報告

六八ページ参照

世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第一七号）

要旨

この改正は、一九八六年（昭和六十一年）五月にジュネーヴで開催された世界保健機関（WHO）第三十九回総会で採択されたもので、西太平洋地域の加盟国数の増加に対応し、執行理事会の構成員の数を三十一から三十二に増加すること等を定めている。

委員長報告

六八ページ参照

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二号）

要旨

本法律案の内容は次のとおりである。

- 一、最近の為替相場の変動、生計費調査の結果等にかんがみ、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基

準額を改定する。

- 二、生計費調査の結果にかんがみ、在外公館に勤務する外務公務員に支給する配偶者手当の支給額を改定する。
- 三、在外公館に勤務する外務公務員が年少子女を在勤地以外の地（本邦を除く。）に就学させざるを得ない場合の経費負担の軽減を図るため、子女教育手当について加算対象職員の範囲を拡大する。

委員長報告

ただいま議題となりました在外公館関係の法律案につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

この法律案は、最近の為替相場の変動等にかんがみ、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定、配偶者手当の支給額の見直し及び子女教育手当の加算対象職員の範囲の拡大を行うことを主な内容とするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知を願います。

昨二十六日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、

本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案

(閣法第三八号)

要旨

この法律案は、昭和六十五年に開催される国際花と緑の博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際博覧会条約第十二条の規定に基づく政府代表の設置及びその任務、給与等について定めることを目的とするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国際花と緑の博覧会政府代表「一人を外務省に置く。
- 二、代表は特別職の国家公務員とし、かつ、外務公務員とする。
- 三、代表の任務は、国際花と緑の博覧会に関し、日本国政府を代表するものとする。
- 四、関係各省の長は、代表の任務の円滑な遂行を図るため、必要な措置をとるものとする。

- 五、代表の任免は、外務大臣の申し出により内閣が行う。
- 六、代表の俸給月額は、百三万九千円とする。
- 七、この法律は、昭和六十二年十月一日から施行し、国際花と緑の博覧会が終了して一年を経過した日に効力を失う。

委員長報告

五六ページ参照